

債務免除の「合理的な理由」主張も認められず

過払金債務免除の貸金業者、借主の滞納税に第二次納税義務

借主から過払金返還債務の免除を受けた元貸金業者（原告）が、借主の滞納国税について第二次納税義務を有するか否かが争われた裁判で、東京地裁民事51部（岡田幸人裁判長）は令和4年5月17日、納付告知処分の取消しを求めた原告の請求を棄却した。

東京地裁は、本件債務免除には、「実質的にみて、当該無償譲渡等の処分により第三者に帰属することとなった経済的利益がなお滞納者に帰属しているものとして当該第三者に対して納税義務を課すことがかえって公平を失することとなるような特段の事情は認められない」との判断を下した。

東京地裁、無償譲渡等の処分該当性を否定すべき特段の事情なし

本件は、貸金業者であった原告が、借主から過払金返還請求を受けたため、和解契約を締結して過払金返還債務等の一部の免除を受けたところ、処分行政庁から、原告は借主の滞納国税に係る第二次納税義務を負うとして納付告知を受けたことから、当該告知処分の取消しを求めた事案である。

東京地裁は、本件の債務の免除が国税徴収法（以下、「徴収法」）39条の「債務の免除」に該当するかどうかについて、まず、「本件債務免除は、本件和解契約に基づき、原告が本件滞納者に所定の期限までに本件解決金（20万円）を支払うことを停止条件として、本件滞納者が原告に対して有するその余の債権を放棄し、これにより原告が当該債権に係る債務の免除を受けるといものであるから、契約による債務の免除として、その外形から、徴収法39条1項所定の『債務の免除』に該当することは明らかである」と指摘した。

その上で、「本件和解契約及びこれに基づ

く本件債務免除に至る経緯に照らし、本件債務免除が、実質的に対価性を有するものであるとは認められないし、本件和解契約締結日ないし本件解決金支払日の時点において、本件債務免除に係る債権が、客観的にみて実質において無価値であったことを認めるに足りる証拠もなく、他に、実質的にみて、本件債務免除により消滅した上記債権に係る経済的利益がなお本件滞納者に帰属しているものとして、本件債務免除の相手方である原告に対して納税義務を課すことがかえって公平を失することとなるような特段の事情が存するものとも認められない」として、本件債務免除は、徴収法39条の「債務の免除」に該当するとの判断を下した。

債務免除のきっかけは処分行政庁からの照会

原告は、本件和解契約の締結、つまり本件債務免除には、過払問題の早期解決のためという「合理的な理由」がある旨主張したが、これに対して東京地裁は、「徴収法39条所定